



2020 年度
一般社団法人大阪市西区歯科医師会
臨時総会
議案書

I 報告事項：なし

II 審議事項

- 1 号議案-支部規約の改定について
- 2 号議案-会長予備選挙規約の新設について
- 3 号議案-選挙管理委員会規約の新設について
- 4 号議案-新型コロナウイルス感染症の影響による
2021 年度会費減額について

III 協議事項：なし

IV その他

2021 年 2 月 6 日（土）18:00～
四ツ橋サンワールドビル 1 号室

1 号議案-支部規約の改定について

かねてより、会員よりご指摘のあった、本会定款と支部規約の齟齬について理事会にて検討をした結果、支部規約において数カ所の改定が必要と判断した。その後、改定案を作成し、2020年9月24日開催の会則組織検討委員会（生駒等委員長）へ諮問をした。委員会の答申を受けて、理事会において改定を決定したので、会員にご審議をいただきたい。

<p>一般社団法人 大阪市西区歯科医師会 規約</p> <p>1. 総則</p> <p>（1）（名称） 名称は、一般社団法人 大阪市西区 歯科医師会とし、大阪市西区をその 区画とする。</p> <p>（2）（目的） 会員相互の親睦福祉を図り、地域歯 科医療の普及および向上に寄与する ことを目的とする。</p> <p>（3）（事業） 前条の目的を達成するために次の事 業を行う。 ① 学術研修 ②医療保険 ③会員の福 祉 ④会員の税務 ⑤地域歯科医療 ⑥その他、前述の目的を達成する ために必要な事項。</p> <p>（4）（事務所） 本会事務所は、会長の定める所にお く。</p> <p>2. 会員</p>	<p>一般社団法人 大阪市西区歯科医師会 規約(2021年改定案)</p> <p>1. 総則</p> <p>（1）（名称） 名称は、一般社団法人 大阪市西区 歯科医師会とし、大阪市西区をその 区画とする。</p> <p>（2）（目的） 会員相互の親睦福祉を図り、地域歯 科医療の普及および向上に寄与する ことを目的とする。</p> <p>（3）（事業） 前条の目的を達成するために次の事 業を行う。 ①学術研修 ②医療保険 ③会員の福 祉 ④会員の税務 ⑤地域歯科医療 ⑥その他、前述の目的を達成する ために必要な事項。</p> <p>（4）（事務所） 本会事務所は、会長の定める所にお く。</p> <p>2. 会員</p>
--	---

<p>(5) (会員の資格) 本会は正会員と準会員(勤務会員・家族会員)と賛助会員に分類する。 ①西区本会会員を正会員とする。 ②正会員の歯科医院に勤務する歯科医師を勤務会員とする。 ③正会員の配偶者、及び一等親のもの、及びその配偶者を家族会員とする。 ④上記①、②、③以外でかつ、当法人の目的及び事業に賛同したものを賛助会員とする。</p> <p>(6) (入退会手続き) 本会に入退会しようとするときには、別に定める文章により会長に届け出るものとする。</p> <p>(7) (権利と義務) 正会員、勤務会員、家族会員の権利と義務は本会定款、規約に特に定める以外は同等とする。</p> <p>3. 役員等</p> <p>(8) (種類) 支部の役割は次の通りとする ①会長 1名 ②副会長 2～3名 ③専務理事 1名 ④総務担当常務理事 1名、⑤会計担当常務理事 1名、⑥専門担当常務理事 各部 1名 ⑦班長 各班 1名、⑧監事 1～2名、 ⑨相談役 若干名。</p>	<p>(5) (会員の資格) 本会は正会員と準会員(勤務会員・家族会員)と賛助会員に分類する。 ①西区本会会員を正会員とする。 ②正会員の歯科医院に勤務する歯科医師を勤務会員とする。 ③正会員の配偶者、及び一親等のもの、及びその配偶者を家族会員とする。 ④上記①、②、③以外でかつ、当法人の目的及び事業に賛同したものを賛助会員とする。</p> <p>(6) (入退会手続き) 本会に入退会しようとするときには、別に定める文章により会長に届け出るものとする。 また大阪府歯科医師会を退会した場合、同時に本会を退会することとする。</p> <p>(7) (権利と義務) 正会員、勤務会員、家族会員の権利と義務は本会定款、規約に特に定める以外は同等とする。</p> <p>3. 役員等</p> <p>(8) (種類) 本会役員は常任理事を下記①～④として、本会定款第18条における業務執行理事と定義し、会長をもって一般法人法上の代表理事とする。 ①会長 1名 ②副会長 1名～3名 ③専務理事 1名 ④会計・総務・医療保険担当常務理事各 1名</p>
---	---

<p>(9) (選出の方法) 会長は総会において会員中から選出する。 監事を除く他役員の嘱託ならびに解嘱は会長が行う。</p> <p>(10) (任務と任期) 会長は、本会を代表し、本会の会務を統括する。 他の役は会長の旨をうけて本会の会務を分掌する。 理事の任期は専任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の時までとする。</p>	<p>非常任役員は⑤～⑦⑨として役割は次の通りとする。 ⑤理事若干名⑥各委員会委員長 ⑦班長 各班1名⑧監事 1～2名 ⑨相談役 若干名。</p> <p>(9) (選出の方法) 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選出する。この場合において、理事会は、社員総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選出する方法によることができ、会長候補者の選出方法については、本条で定めるもののほか、別に選挙規約で定める。 監事を除く、非常任役員の嘱託ならびに解嘱は会長が行う。</p> <p>(10) (任務と任期) 会長は、本会を代表し、本会の会務を統括する。 他の役員は会長の旨をうけて本会の会務を分掌する。 理事の任期は専任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終了時までとする。(選挙管理委員会は別に定める)</p> <p>(11) (各委員会) 常設委員会として、医療保険・学術・高齢者歯科保健・福祉・広報・調査運営・支部史編纂・未入会対策・税務委員会を設置する。 特別委員会として、会則組織検討・選挙管理委員会を設置する。 その他、理事会が必要と認めた場合、理事会の決議をもって特別委員会を新たに改廃することができる。</p>
--	---

<p>(11) (監事) 監事は総会において会員中から選出し、本会の事業、会計及び財産を監査する。 監事の任期は前条を準用する</p> <p>(12) (名誉会員および名誉会員功労金) 会員が30年以上支部に在籍し、満70歳に達したものにつき会長は理事会の議を経て名誉会員とすることができる。名誉会員には、別途積立金より功労金5万円を支給し、その功にむくい本会会費を一部免除する</p> <p>4. 会議</p> <p>(13) (総会) 会長は定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集する。また、会長が必要と認めたときは、理事会の議を経て臨時総会を開くことができる。</p> <p>(14) (総会の議長) 総会の議長および副議長は、総会において会員中から各1名選出する。議長の任期は10条を準用する。</p> <p>(15) (理事会) 理事会は会長が必要と認めたときに召集し、会長が議長となり本会の会務の総括的な立案、執行を図る。</p> <p>5. 会計</p> <p>(16) (会計年度) 本会の会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。</p>	<p>(12) (監事) 監事は総会において会員中から選出し、本会の事業、会計及び財産を監査する。 監事の任期は前条を準用する</p> <p>(13) (名誉会員および名誉会員功労金) 会員が30年以上本会に在籍し、満70歳に達したものにつき会長は理事会の議を経て名誉会員とすることができる。名誉会員には、別途積立金より功労金5万円を支給し、その功にむくい本会会費を一部免除する</p> <p>4. 会議</p> <p>(14) (総会) 会長は定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集する。また、会長が必要と認めたときは、理事会の議を経て臨時総会を開くことができる。</p> <p>(15) (総会の議長) 総会の議長(削除)は、総会において出席会員中から選出する。 (削除)</p> <p>(16) (理事会) 理事会は会長が必要と認めたときに召集し、会長が議長となり本会の会務の総括的な立案、執行を図る。</p> <p>5. 会計</p> <p>(17) (会計年度) 本会の会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。</p>
--	---

<p>(17) (予算と決算) 会長は毎年、翌年度の会計に関する予算を作成し、総会においてその承認を受けなければならない。</p> <p>(18) (会費) 本会会費は、一診療所月額3千円、会員、勤務会員、家族会員各2千円、とする。 また納付済みの会費は退会に際して返還しない。</p> <p>(19) (本会運営協力金の納付) 本会に入会しようとするときは、本会運営協力金として、一診療所200万円を会計に対して一括して納付する。 なお、特別の事情の場合には、調査運営委員会に諮り、理事会で審議し、総会においてその承認を受けなければならない。 また納付済の本会運営協力金は退会に際して返還しない。</p> <p>(20) (本会運営金の使用) 本会運営協力金は会計の記念事業積立金口座に積み立てておき、会長が本会の会務運営上必要と認めたときに、理事会で審議し総会の承認を受けて使用する。毎年各会計年度に本会運営協力金のうち200万円を本会計に組み入れるものとする。</p> <p>(21) (本会運営協力金の利息) 記念事業積立金口座の利息は、その会計年度内に繰り入れる。</p> <p>6. 慶弔と見舞い</p>	<p>(18) (予算と決算) 事業計画、収支予算案を記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。 また総会において承認を受けなければならない。</p> <p>(19) (会費) 本会会費は、一診療所月額3千円、会員、勤務会員、家族会員各2千円、とする。 また納付済みの会費は退会に際して返還しない。</p> <p>(20) (本会運営協力金の納付) 本会に入会しようとするときは、本会運営協力金として、一診療所200万円を会計に対して一括して納付する。 なお、特別の事情の場合には、調査運営委員会に諮り、理事会で審議し、総会においてその承認を受けなければならない。 また納付済の本会運営協力金は退会に際して返還しない。</p> <p>(21) (本会運営金の使用) 本会運営協力金は会計の記念事業積立金口座に積み立てておき、会長が本会の会務運営上必要と認めたときに、理事会で審議し総会の承認を受けて使用する。毎年各会計年度に本会運営協力金のうち200万円を本会計に組み入れるものとする。</p> <p>(22) (本会運営協力金の利息) 記念事業積立金口座の利息は、その会計年度内に繰り入れる。</p> <p>6. 慶弔と見舞い</p>
--	---

<p>(22) (慶事) 正会員または正会員外の者で本会に功労顕著なものは、理事会の議を経て記念品を贈呈する。 また正会員、名誉会員が、還暦、古稀、喜寿、傘寿、米寿、卒寿、白寿の際にも同様とする。</p> <p>(23) (弔事) 診療所を有する正会員、または名誉会員が死亡したときは支部より楮一対、一診療所につき1万円の弔慰金を集めて供える。また正会員および、勤務会員の配偶者並びに一親等の者が死亡したときは、支部より楮一対を供える。</p> <p>(24) (見舞い) 正会員、家族会員、 勤務会員、名誉会員の長期休診または、火災等の災害を受けたときは、理事会の議を経て、本会会計あるいは拠金により見舞金をおくる。</p> <p>7. 出務手当</p> <p>(25) 会員が大阪府歯科医師会、又は地域歯科医療活動等に出務した場合は、別に定める届けを、理事会に提出し費用弁償を受けることができる。</p> <p>8. 雑則</p> <p>(26) (規約の変更) この規約は理事会で審議し、総会の承認を受けて変更することができる。</p>	<p>(23) (慶事) 正会員または正会員外の者で本会に功労顕著なものは、理事会の議を経て記念品を贈呈する。 また正会員、名誉会員が、還暦、古稀、喜寿、傘寿、米寿、卒寿、白寿の際にも同様とする。</p> <p>(24) (弔事) 診療所を有する正会員、または名誉会員が死亡したときは (削除) 一診療所につき1万円の弔慰金を集めて本会より供える。 その他、理事会が必要と認めた場合には理事会の決議を経て、楮を供えることができる。</p> <p>(25) (見舞い) 正会員 (削除)、名誉 会員が長期休診または、火災等の災害を受けたときは、 理事会の決議を経て、本会会計あるいは拠金により見舞金をおくる ことができる。</p> <p>7. 出務手当</p> <p>(26) 会員が大阪府歯科医師会、又は関係団体会合、(各種有給健診除く) 地域歯科医療活動、講演等に出務した場合は、別に定める届けを、理事会に提出し費用弁償を受けることができる。</p> <p>8. 雑則</p> <p>(27) (規約の変更) この規約は理事会で審議し、総会の承認を受けて変更することができる。</p>
---	---

<p>(27) (規定外の事項) この規約に定めない事項は、本会定款および諸規定を準用する。</p> <p>(付則) この規約は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>(付則) この規約(一部改変)は、令和元年6月22日から施行する。</p>	<p>(28) (規定外の事項) この規約に定めない事項は、本会定款および諸規定を準用する。</p> <p>(付則) この規約は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>(付則) この規約(一部改変)は、令和元年6月22日から施行する。</p> <p>(付則) この規約(一部改変)は、令和3年2月6日から施行する。</p>
--	--

2号議案-会長予備選挙規約の新設について

本会発足の70年間、会長は前期執行部より指名あるいは推薦で選出されてきた。

この方法は民主的ではないと、会員からのご指摘を受けた。

検討した結果、法人化した本会においては、どなたでも立候補が可能となる方法も選択肢として加えるべきであると考えた。

一般法人法および本会定款の中で、公益社団法人日本歯科医師会会長予備選挙をモデルとして、本会の秩序と平和が保たれるよう、さらに会員の意見を取り入れやすいようにという趣旨のもと、会長予備選挙規約を立案させていただいた。

2020年9月24日開催の会則組織検討委員会(生駒等委員長)へ諮問を行い、委員会の答申を受けて、理事会において新設を意思決定したので、会員にご審議をいただきたい。

一般社団法人大阪市西区歯科医師会 会長予備選挙規約(案)

第1条(目的)

1. この規約は、本会定款第19条に基づき、会員の意識の調査(以下「会長予備選挙」という)に関して定めるものとする。
2. 前項の会長予備選挙とは、社員総会で選任する理事のうち、選任後の理事会において代表理事となるべき

会長の候補者を、会員の意思で予め選挙することにより、理事会による代表理事の選任の参考とするために行うものである。

3. 会長予備選挙立候補者が1名の場合は、予備選挙は行わず、会長候補者とする。
4. 会長予備選挙立候補者がいない場合は、別段の方法にて理事会において会長候補者を決定する。

第2条（選挙の倫理）

選挙は歯科医師としての矜持と品位を保ち、良心と職責にはじめよう良識をもって厳正に施行する。

第3条（選挙権の管理）

本会の選挙は選挙管理委員会がその一切を管理する。

第4条（選挙権の行使）

選挙権の行使は、理由のいかんを問わず、委任を認めない。

第5条（会長予備選挙の選挙権及び被選挙権）

1. 全ての社員は選挙権を有する。
2. 定款第5条の規定する正会員にして、入会申込み後、理事会の承認を受けた者は、承認を受けた月の翌月より被選挙権を有する。ただし、定款その他の規則により被選挙権に制限を加えられた者は、この限りでない。

第6条（選挙権者名簿）

1. 選挙権者名簿は、基準日における社員の名簿を用いるものとする。
2. 前項の基準日は告示日の前日とする。

第7条（選挙権者名簿の閲覧）

第4条の規定により選挙権及び被選挙権を有する者は、前条の名簿を閲覧することができる。

第8条（会長予備選挙の時期）

会長予備選挙は、現任の会長の任期が終わる日の前2か月までに行う。

ただし選挙結果により、再選挙を行う必要が生じた場合、また当選者が欠けた場合はこの限りではない。

第9条（会長予備選挙期日の告示）

1. 会長は、会長予備選挙の期日をその期日前1か月前までに告示しなければならない。
ただし、再選挙及び当選者が欠けた場合はこの限りではない。
2. 前項の告示には、候補者の届出期間その他必要事項を記載しなければならない。
ただし、届出期間は、原則として土日祝日及び夏期・冬期休暇を除く平日5日以内とする。

第10条（立候補の届出書に記載する事項等）

1. 会長予備選挙への立候補の届出書には、候補者になろうとする者の氏名、生年月日、住所、診療所の所在地及び名称並びに略歴を記載し、かつ、候補者の立候補趣意書及びその他立候補に必要な書類を添えなければならない。
2. 前項の届出書には、次期業務執行理事候補者5人以上を含めて、正会員10名以内の者を推薦者とし、その氏名、生年月日及び住所等を記載し、添えなければならない。

第11条（届出書受理の通知及び掲示）

1. 前条に規定する候補者の届出書を受けたときは、選挙管理委員会は、候補者にその旨を通知するとともに、候補者の氏名を告示板（本会会員用ホームページ）に掲示しなければならない。
2. 前項の掲示は、選挙の当日まで掲示するものとする。

第12条（候補者一覧表の作成及び送付）

選挙管理委員会は、候補者一覧表を作成し、選挙権者にすみやかに知らせなければならない。

第13条（候補者の辞退届出）

1. 候補者であることを辞退しようとするときは、選挙管理委員会に文書で届け出なければならない。
2. 前項の届出期限は、選挙2週間前までとする。

第14条（選挙の方法）

1. 選挙は投票により行う。
2. 投票は1人1票とする。
3. 前項の投票は、単記無記名とする。
4. 投票用紙の様式は、第15条第2項の別に定める実施要領に基づくものとする。

第15条（郵便等による会長予備選挙）

1. 会長予備選挙は、社員の現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便等により送付する方法により行う。

第16条（無効投票）

次の投票は、無効とする。

1. 正規の投票用紙を用いないもの。
2. 候補者以外の氏名を記載したもの。
3. 複数の候補者の氏名を記載したもの
4. 他事を記載したもの。
ただし、敬称の類はこの限りでない
5. 何人を記載したかを確認し難いもの。
(白紙を含む)
6. 前各号のほか、選挙管理委員会が無効と判断したもの。

第17条（当選者）

1. 会長予備選挙は、有効投票の過半数に達した者を、当選者とする。
2. ただし、会長予備選挙の当選者が代表理事となるには、定款第19条に規定する社員総会の決議によって理事として選任されること、及び第19条第2項に規定する理事会の決議によって、代表理事として選定されることが必要となる。
3. 過半数に達した者がいないときは、得票数の多い順に第2位までの者につき、再投票を行う。
4. 前項の再投票により当選者を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙管理委員会において、委員長がくじで当選者を定める。
5. 当選者が欠けたときは、次点の者の繰り上げは行わない。この場合の措置は理事会が決める。

第17条（規則の改廃）

この規則を変更し、又は廃止しようとするときは、社員総会の議決を経なければならない。

附 則

この規則は、令和3年2月6日より施行する

3 号議案-選挙管理委員会規約の新設について

選挙を行うのであれば、選挙に関しての一切は理事会が関与すること無く行われるべきであろうと考え、選挙管理委員会規約を作成し、2020年9月24日開催の会則組織検討委員会（生駒等委員長）へ諮問をした。委員会の答申を受けて、理事会において新設を決定したので、会員にご審議をいただきたい。

一般社団法人大阪市西区歯科医師会 選挙管理委員会規約

第1条 本規約は、本会の選挙において、選挙管理委員会について定めるものである。

第2条 選挙管理委員の数は3~5名とし、理事会の議決による承認を得て会長がこれを委嘱する。

第3条 選挙管理委員は、互選により委員長1名を選出する。

2 委員長は委員会を代表し、その業務を統括する。

第4条 選挙管理委員の任期は、選任後2年とする。

2 補欠として選任された選挙管理委員の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

3 選挙管理委員は本規約第2条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお選挙管理委員としての権利義務を有する。

第5条 選挙管理委員は在職中、定款第18条に規定する理事の候補者となったり、またはその候補者を推薦することはできない。

2 選挙管理委員は、選挙告示後は辞退することができない。

第6条 選挙管理委員は、選挙の執行について次の事柄を行う。

- (1) 立候補者の資格審査
- (2) 立候補受付および立候補辞退に関する事項
- (3) 投票事務
- (4) 開票事務
- (5) その他の選挙に関する事柄

第7条 本規約の実施に必要な規定は、理事会で定めることができる。

第8条 本規約を改廃するには、総会の決議を経なければならない。

附則

1 本規約は 令和3年 2月 6日より施行する。

4号議案 新型コロナウイルス感染症の影響による 2021年度会費減額について

新型コロナウイルス感染症により、会務執行においては、大幅な事業縮小が余儀なくされた。また、理事会や委員会などの集会を中止し、Web会議を取り入れる等により、会場費など予算執行部分においても大きな変更が生じた。

経済的影響は会員の診療所経営においては、今年のみではなく、来年以降にも引き続き影響を与えることは間違いないと考える。

本来、年会費は、事業計画が完全に遂行されることを見越した予算に基づく会費設定であるので、未執行部分を計算した結果、未執行の事業活動支出が400万円程度、またWeb会議導入などによる新しいスタイル下の管理費支出を20万円程度削減することができた。よって、時限的に2021年度会費（3期）1年分（総額468万円）の減免が可能であると判断したのでご審議いただきたい。